



# 福島県報

### 目次

- 福島県個人情報保護条例により保有個人情報の開示等の運用状況を公表する件
- 福島県情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件
- 福島県議会
- 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件

### 公 告

公告第百六十三号  
 福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)第三十九条の規定により、平成二十四年度における各実施機関の保有個人情報の開示等の運用状況を次のとおり公表する。  
 平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 1 保有個人情報の開示請求等の状況 (1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区分	文書による開示請求	口頭による開示請求	合計
県政情報センター	95	1,057	1,152
県政情報コーナー	6	0	6

出先機関窓口	139	8,172	8,311
警察情報センター	17	0	17
合計	257	9,229	9,486

注

- 「文書による開示請求」とは、条例第14条第1項の規定による保有個人情報に対する請求書による開示請求をいう(以下同じ。)
  - 「口頭による開示請求」とは、条例第17条第1項の規定により口頭により行うことができることとした保有個人情報に対する口頭による開示請求をいう(以下同じ。)
  - 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
  - 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
  - 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人における窓口をいう。
  - 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。
  - 本庁担当課による受付は、「県政情報センター」の区分に含める。
- ※ 条例第19条第1項の訂正請求、条例第21条の4第1項の利用停止請求及び条例第24条の苦情の申出についての実績はなかった。
- (2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	文書による開示請求			口頭による開示請求			合計
	知事直轄	総務部	企画調整部	生活環境部	保健福祉部	商工労働部	
知	0	4	0	0	0	0	0
企	0	0	0	0	0	0	0
生	0	0	0	0	0	0	0
保	16	0	0	50	0	0	66
商	5	0	0	0	0	0	5
工	0	0	0	0	0	0	0
勞	0	0	0	0	0	0	0
働	0	0	0	0	0	0	0
部	0	0	0	0	0	0	0
合計	16	4	0	50	0	0	70

事	農林水産部	0	0	0
	土木部	3	0	3
	出納局	0	0	0
	企業局	0	0	0
	小計	28	148	176
議 会	0	0	0	
教育委員会	16	8,322	8,338	
公安委員会	0	0	0	
警察本部長	17	0	17	
選挙管理委員会	0	0	0	
監 査 委 員 会	0	0	0	
人 事 委 員 会	3	436	439	
労 働 委 員 会	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	
病 院 事 業 管 理 者	6	0	6	
公立大学法人福島県立医科大学	185	169	354	
公立大学法人会津大学	2	154	156	

合 計	257	9,229	9,486
-----	-----	-------	-------

## 2 文書による開示請求に対する決定等の状況

## (1) 決定等の状況

(単位 件)

決 定 等 区 分	件 数
一 部 開 示	172
示 小 計	248
不 開 示	8
うち公文書の不存在	8
取 下 げ	1
却 下	0
合 計	257

## (2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第12条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘情報)	0	0	0
第2号 (本人不利益情報)	0	0	0
第3号 (開示請求者以外の個人に関する情報)	167	0	167
第4号 (法人等の事業に関する情報)	4	0	4
第5号 (個人の評価等事務に関する情報)	4	0	4

第6号 (犯罪捜査等情報)	8	0	8
第7号 (審議、検計及び協議に関する情報)	5	0	5
第8号 (事務又は事業に関する情報)	9	0	9
合 計	197	0	197

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示 (公文書の不存在を除く。) の決定件数の合計と一致しない場合がある。  
 3 不服申立ての状況  
 行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

不 服 申 立 て	決 定				取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	0	0	0	0	0	0
当該年度中にあった新規件数	0	0	0	0	0	0

4 事業者に対する説明等の要求等の状況

(単位 件)

説明等の要求	是 正 の 勧 告	事 実 の 公 表	苦 情 相 談 処 理
0	0	0	1

(文書法務課)

公告第百六十四号

福島県情報公開条例 (平成十二年福島県条例第五号。以下「条例」という。) 第三十条の規定により、平成二十四年度における各実施機関の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十五年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 公文書の開示請求の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(単位 件)

区 分	請 求 件 数
県 政 情 報 セ ン タ ー	8,021
県 政 情 報 コ ー ナ ー	1,202
出 先 機 関 窓 口	448
警 察 情 報 セ ン タ ー	102
合 計	9,773

注

- 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう (以下同じ。)
- 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわきの各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉及び喜多方の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関並びに公立大学法人の窓口をいう。
- 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実 施 機 関 の 区 分	請 求 件 数
知 事 直 轄	2
知 総 務 部	481
企 画 調 整 部	56
生 活 環 境 部	1,281
保 健 福 祉 部	4,676

商工労働部	136
農林水産部	386
土木部	1,450
出納局	6
企業局	11
小計	8,485
教育委員会	595
公安委員会	0
警察本部	102
選挙管理委員会	54
監査委員会	0
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	4
公立大学法人福島県立医科大学	533
公立大学法人会津大学	0

合計	9,773
----	-------

## 2 公文書の開示の決定等の状況

## (1) 決定等の状況

(単位 件)

決定等区分	件数
開全部開示	4,898
一部開示	3,547
小計	8,445
不開示	1,221
うち公文書の不存在	1,179
請求の取下げ	107
却下	0
合計	9,773

## (2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

不開示理由	一部開示	不開示	合計
条例第7条に規定する不開示情報区分			
条例第7条第1号(法令秘情報)又は旧条例第6条第1号	0	2	2
条例第7条第2号(個人情報)又は旧条例第6条第2号	1,691	25	1,716
条例第7条第3号(事業情報)又は旧条例第6条第3号	2,047	6	2,053
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)又は			

旧条例第6条第4号							
旧条例第6条第5号(国、地方公共団体等関係情報)	0	0	0				0
条例第7条第5号(審議、検討等情報)又は旧条例第6条第6号	359	4					363
条例第7条第6号(事業執行過程情報)又は旧条例第6条第7号	481	10					491
旧条例第6条第8号(合議制機関等関係情報)	0	0					0
合 計	4,581	47					4,628

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。
  - 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。
  - 3 不服申立ての状況
- 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。
- (1) 件数
- (単位 件)

不 服 申 立 て	決	定				取下げ	審理中
		棄却	認容	一部認容	小計		
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計	
11	6	0	1	0	6	7	1
							9

(2) 件名等

申立て年月日	件 名	決定等の区分

平成22年12月2日	「法律事務所からの回答書及び質問書」の不開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成23年1月7日	「法律相談の内容及び結果」等の一部不開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成23年1月7日	「打合せ記録票(行政課)」等の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年1月7日	「打合せ記録票(用地課)」等の不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年1月24日	「法律相談事務取扱要領第3条の規定による申請書」の一部不開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成23年1月24日	「法律相談の旅行命令書及び復命書」の一部不開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成23年7月22日	「建設業法第28条第1項の指示に基づく報告書」の一部不開示決定に対する異議申立て	棄却
平成23年10月24日	「委員候補者の推薦依頼文」等の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成23年12月14日	「砂防計画に関する意見書」等の不開示決定に対する異議申立て	取下げ
平成24年1月25日	「昇任選考考査解答例」の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成24年1月25日	「昇任選考考査解答例」の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成24年2月20日	「修学旅行に関係する文書」の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中
平成24年5月6日	「福島県情報公開審査会の会議録」の一部不開示決定に対する異議申立て	審理中

平成24年 7月11日	「林地開発許可変更関係処理経過記録簿」の一部開示決定に対する異議申立て	一部 認 容
平成24年10月 2日	「被ばく線量等に関する文書」の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成24年12月26日	「北会津町の土壌汚染について」等の不開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成25年 3月11日	「健康調査実施の指示等の打合せメモ等の文書」の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成25年 3月24日	「福島県南保健福祉事務所に対する調査等に関する文書」の不開示決定に対する異議申立て	審 理 中

(文書法務課)

## 福島県議会

## 公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により、平成二十四年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十五年五月三十一日

福島県議会議長 斎藤 健 治

- 1 公文書の開示請求の件数  
6件
- 2 公文書の開示の決定等の状況  
(1) 決定等の状況

(単位 件)

区 分	件 数
全 部 開 示	5
一 部 開 示	0
小 計	5

不 開 示	開 示
うち 公文書の存在	1
請 求 の 取 下 げ	0
却 下	0
合 計	6

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合 計
第1号 (法令秘密情報)	—	—	—
第2号 (個人情報)	—	—	—
第3号 (事業情報)	—	—	—
第4号 (犯罪捜査等情報)	—	—	—
第5号 (審議、検討等情報)	—	—	—
第6号 (事業執行過程情報)	—	—	—
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	—	—	—
合 計	—	—	—

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示（公文書の不存在を除く。）の決定件数の合計と一致しない場合がある。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき不服申立てに対する決定等の状況は、次のとおりである。

不 服 申 立 て	決	定				取下げ	審理中
		却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数 0	当該年度中にあった新規件数 0	0	0	0	0	0	0
(総務課)							
(単位 件)							